

住木・梅澤記念賞基金預金に関する規程

(設置)

第1条 公益財団法人日本感染症医薬品協会(以下「本会」という)に住木・梅澤記念賞基金預金(以下「本基金」という)を設ける。

(住木・梅澤記念賞の目的等)

第2条 住木・梅澤記念賞(以下「本賞」という)は、抗生物質を始めとする生物活性物質に関連する優れた研究をなし、将来の発展を期待しうる研究者又は研究グループに授与する。

- 2 授賞対象の業績は、本会の研究会又は刊行誌における発表を含むものとし、他の学会賞等の授賞対象となったものを除く。
- 3 授賞対象は、毎年度2件以内を選考するが、多数の推薦を受けた場合であっても、該当する者がいない年度は、授賞を行わない。

(候補者の募集)

第3条 本賞受賞候補者は、本会役員、評議員その他の関係委員及び関連の各教育・研究機関から、幅広く推薦を受けるものとする。

- 2 推薦は、各年度、原則として6月末日までに受ける。

(応募)

第4条 本賞の応募は、推薦状、候補者の履歴書、研究業績の一覧表、今後の研究の展望及び別に定める書類を提出することによるものとする。

(選考委員会)

第5条 本賞受賞者の選考は、授賞選考委員会において行う。

- 2 授賞選考委員会の委員は、7名以内とし、本会役員、評議員、学術委員、本会刊行誌の編集委員、本賞歴代受賞者の中から、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。
- 3 委員の任期は3年とし、再任は2期を限度とする。改選は、原則として半数とし、残り半数を再任とする。
- 4 補欠により選任された委員の任期は前任者の残任期間とする。

(選考方法)

第6条 委員の互選により、委員長を選出し、委員長の議事進行のもとに各委員による厳正な選考を行うものとする。

- 2 委員が候補者と共同研究を実施している等、極めて近い関係がある場合には、当

該委員は当該候補者の選考に関する決定に加わらないものとする。

- 3 授賞選考委員会において必要のあるときは、委員長は専門委員若干名を招聘し、意見を求めることができる。
- 4 授賞は、各年度、原則として8月末までに決定し、理事会に報告する。

(授賞式及び講演会)

第7条 受賞者には、賞状、賞牌及び副賞を贈る。

- 2 本賞の授賞及び受賞講演会は、本会が主催する集会において行うとともに、受賞対象研究業績を本会機関誌に投稿するものとする。

(財源及び基金の取り崩し)

第8条 授賞に要する費用は、本基金をもってあてる。

- 2 本基金は、第2条の目的以外に取り崩すことができない。本会が解散する場合、同じ目的の社団・財団に第2条の目的を行使する条件付きで本基金を譲与するものとする。

(副賞に係る経理方法)

第8条の2 受賞者は、副賞に関する経理を所属機関による機関経理とする。

(施行)

第9条 本規程は、平成21年12月11日より施行する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議により決定する。

改訂経緯

平成25年3月5日 一部改訂
平成21年12月11日 一部改訂
平成19年3月22日 一部改訂
平成18年4月1日 一部改訂
平成16年12月1日 一部改訂
平成13年5月18日 一部改訂
平成10年9月22日 一部改訂
昭和62年5月27日 制定